



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年5月15日火曜日 第1861号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定.....	561
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	561
地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画の公示.....	562
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	562
土地改良区役員の就退任の届出(5件).....	563
市営土地改良事業の施行の同意(2件).....	564
土地改良事業の工事完了の届出.....	564
県営土地改良事業の工事の完了.....	565
道路の供用開始(県道今治丹原線).....	565

道路の区域変更(一般国道494号).....	565
道路の供用開始(").....	565
道路の区域変更(県道無月宇和島線).....	565
電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	566

公 告

土地(埋立地)の売払い.....	566
------------------	-----

選挙管理委員会告示

個人演説会等の施設の指定.....	567
個人演説会開催施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正(2件).....	567

告 示

○愛媛県告示第914号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成19年5月15日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
ふくもと心療内科	松山市山西町544番地7	医療法人安心会 理事長 福本 卓夫	精神通院医療	平成19年 5月1日
Dr. 盛次診療所	伊予郡松前町筒井1540	盛次 義隆	精神通院医療	平成19年 5月1日
かとう調剤薬局	新居浜市高田二丁目4番18号	加藤 収子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 5月1日
オレンジ薬局	新居浜市中村松木一丁目7番7号	有限会社たけだ調剤薬局 代表取締役 武田 由美子	精神通院医療 (薬局)	平成19年 5月1日
ようご西薬局	松山市余戸西四丁目15-2	有限会社イーズ 代表取締役 泉 伊久男	精神通院医療 (薬局)	平成19年 5月1日
さつき薬局	南宇和郡愛南町御荘平城3562番地	有限会社メディカルスタイル 代表取締役 清水 貴行	精神通院医療 (薬局)	平成19年 5月1日
あかり調剤薬局	西条市円海寺1番地2	有限会社れんげ堂 代表取締役 曾我部 紀行	精神通院医療 (薬局)	平成19年 5月1日
クローバー薬局立花店	松山市立花三丁目3番43号	株式会社クローバー 代表取締役 足永 貴義	精神通院医療 (薬局)	平成19年 5月1日
やませみ薬局	新居浜市喜光地町一丁目14-10	株式会社仁 代表取締役 藤本 嘉裕	精神通院医療 (薬局)	平成19年 5月1日
西之端薬局	新居浜市中秋町1-5	有限会社西之端薬局 代表取締役 進藤 寛	精神通院医療 (薬局)	平成19年 5月1日

○愛媛県告示第915号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年5月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮)西の土居ショッピングセンター
新居浜市西の土居一丁目153番地他
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイキ株式会社
松山市美沢一丁目9番1号
代表取締役 佐藤 一郎

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイキ株式会社
松山市美沢一丁目9番1号
代表取締役 佐藤 一郎
マックスバリュ西日本株式会社
兵庫県姫路市北条口四丁目4番地
代表取締役 藤本 昭
株式会社大屋
西条市大町1765番地
代表取締役 伊藤 剛吉

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年11月20日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,574.17平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

270台

イ 駐輪場の収容台数

161台

ウ 荷さばき施設の面積

178.2平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

40,468立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ダイキ株式会社

開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時45分

マックスバリュ西日本株式会社

開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時45分

株式会社大屋

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時45分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日

平成19年4月19日

- 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第916号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成19年度の事業計画及び調査成果のシステム化の実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。

平成19年5月15日

愛媛県知事 加戸守行

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
松山市	東石井地区	平成20年3月31日まで	地籍調査
	北井門地区	〃	〃
	越智地区	〃	〃
	北土居地区	〃	〃（概況調査）
	朝生田地区 和泉北地区	〃	〃（概況調査）
今治市	吉海地区 関前地区	平成20年3月31日まで 〃	数値情報化 〃
	宇和島市	本九島の一部	平成20年3月31日まで
百之浦の一部		〃	〃
蛤の一部		〃	〃
岩松の一部 岩松の一部		〃 〃	数値情報化
八幡浜市	日土町の一部	平成20年3月31日まで	地籍調査
	日土町の一部	〃	数値情報化
新居浜市	横道の一部	平成20年3月31日まで	地籍調査
	坂ノ下の一部 谷、横道の一部	〃 〃	〃 〃
西条市	船屋の一部	平成20年3月31日まで	地籍調査
	下島山の一部	〃	〃
大洲市	新谷の一部	平成20年3月31日まで	地籍調査
	長浜町沖浦の一部	〃	〃
	長浜町仁久の一部	〃	〃
	喜多山の一部	〃	数値情報化
	恋木の一部	〃	〃
	藤纏の一部 大洲の一部	〃 〃	〃 〃
四国中央市	三島宮川の一部	平成20年3月31日まで	地籍調査
	川之江町の一部	〃	〃
	新宮町新瀬川の一部	〃	〃
	上野、畑野の一部	〃	〃
東温市	山之内の一部	平成20年3月31日まで	地籍調査
	河之内の一部	〃	〃
	滑川の一部	〃	〃
	山之内の一部	〃	数値情報化
	河之内の一部	〃	〃
松前町	横田の一部	平成20年3月31日まで	地籍調査
	東古泉、西古泉及び筒井の一部	〃	〃

○愛媛県告示第917号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成19年5月15日

愛媛県知事 加戸守行

役員の種類	氏名	住所	
		変更前	変更後
理事	藤田 勉	新居浜市西喜光地町3番52号	新居浜市西喜光地町2番35号

○愛媛県告示第 918 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	真 鍋 吉 光	四国中央市土居町北野2940番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	尾 崎 良 雄	四国中央市土居町北野1163番地

○愛媛県告示第 919 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市岸之下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	飯 尾 利 治	新居浜市萩生1394
"	高 橋 博 敏	新居浜市萩生1175
"	森 賀 盾 雄	新居浜市萩生1095 - 1
"	三 並 清 継	新居浜市萩生114 - 6
"	岡 勉	新居浜市萩生1108
"	村 上 晋 太 郎	新居浜市萩生1347 - 5
"	森 川 伊 勢 松	新居浜市萩生1430 - 4
"	森 賀 昇	新居浜市萩生1444
"	塩 崎 誠 逸	新居浜市萩生1000
"	武 田 毅	新居浜市萩生551 - 4
"	伊 藤 健 一	新居浜市大生院523
"	泰 哲 久	新居浜市大生院598
監 事	森 元 一 夫	新居浜市萩生1369
"	合 田 明 治	新居浜市萩生1371
"	福 田 健 剛	新居浜市萩生448

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	飯 尾 利 治	新居浜市萩生1394
"	高 橋 博 敏	新居浜市萩生1175
"	森 賀 盾 雄	新居浜市萩生1095 - 1
"	松 木 義 男	新居浜市萩生1185
"	岡 勉	新居浜市萩生1108
"	村 上 晋 太 郎	新居浜市萩生1347 - 5
"	森 川 伊 勢 松	新居浜市萩生1430 - 4
"	森 賀 昇	新居浜市萩生1444

"	福 田 健 剛	新居浜市萩生448
"	飯 尾 象 司	新居浜市萩生941
"	伊 藤 健 一	新居浜市大生院523
"	泰 哲 久	新居浜市大生院598
監 事	森 元 一 夫	新居浜市萩生1369
"	森 賀 照 雄	新居浜市萩生1300 - 2
"	加 藤 友 次 郎	新居浜市大生院456 - 1

○愛媛県告示第 920 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市祝谷土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 清 俊	松山市祝谷五丁目 4 - 7
"	富 田 恭 司	松山市道後緑台11 - 21
"	古 茂 田 準 一	松山市祝谷二丁目 9 - 16
"	能 田 貢	松山市祝谷四丁目 6 - 5
"	丸 山 隆	松山市祝谷四丁目 9 - 22
"	野 本 菅 栄	松山市祝谷六丁目1209
"	古 茂 田 宏 則	松山市祝谷一丁目 7 - 4
"	松 本 邦 男	松山市祝谷五丁目 3 - 26
"	平 松 久 夫	松山市祝谷町一丁目 7 - 36
"	栗 林 昭 夫	松山市祝谷五丁目 4 - 5
"	栗 林 敬	松山市祝谷五丁目 1 - 11
"	辻 田 隆 一	松山市祝谷六丁目1163
"	松 本 濬 哲	松山市祝谷三丁目 6 - 1
監 事	野 本 和 馬	松山市祝谷六丁目1301 - 3
"	古 茂 田 一	松山市祝谷二丁目 7 - 38

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 清 俊	松山市祝谷五丁目 4 - 7
"	富 田 恭 司	松山市道後緑台11 - 21
"	古 茂 田 準 一	松山市祝谷二丁目 9 - 16
"	能 田 貢	松山市祝谷四丁目 6 - 5
"	丸 山 隆	松山市祝谷四丁目 9 - 22
"	野 本 菅 栄	松山市祝谷六丁目1209
"	古 茂 田 宏 則	松山市祝谷町一丁目 7 - 4
"	松 本 邦 男	松山市祝谷五丁目 3 - 26
"	西 山 昭 広	松山市祝谷町一丁目 6 - 23
"	栗 林 昭 三	松山市祝谷五丁目 4 - 5
"	野 本 桂 子	松山市祝谷五丁目 7 - 4
"	野 本 隆 保	松山市祝谷六丁目1322
"	松 本 義 雄	松山市祝谷四丁目 2 - 8
監 事	野 本 和 馬	松山市祝谷六丁目1301 - 3
"	古 茂 田 一	松山市祝谷二丁目 7 - 38

○愛媛県告示第 921 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、保内町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月15日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	植田 恭彦	八幡浜市保内町喜木 1 - 485
"	城頭 正	八幡浜市保内町喜木 2 - 539
"	中岡 福夫	八幡浜市保内町喜木 3 - 187 - 2
"	曾我 孝	八幡浜市保内町須川442
"	二宮 弘規	八幡浜市保内町須川1107 - 1
"	矢野 福雄	八幡浜市保内町川之石 4 - 83
"	鳥井 徳則	八幡浜市保内町川之石 2 - 92
"	寺谷 雅仁	八幡浜市保内町川之石 1 - 165 - 1
"	白石 隆幸	八幡浜市保内町宮内 5 - 59
"	玉井 幸紀	八幡浜市保内町宮内 4 - 483 - 8
"	兵頭 一男	八幡浜市保内町宮内 9 - 284
"	河内 長幸	八幡浜市保内町宮内 6 - 10 - 4
"	佐々木 和雄	八幡浜市保内町宮内 5 - 171
"	白石 勝一	八幡浜市保内町宮内 1 - 1027
"	宮竹 萬次郎	八幡浜市保内町磯崎1301 - 2
"	増田 澄夫	八幡浜市保内町磯崎1787
"	二宮 敏行	八幡浜市保内町喜木津 2 - 902
"	柴田 紳一郎	八幡浜市保内町広早474 - 1
監事	大谷 弘幸	八幡浜市保内町須川2464
"	久保 勇	八幡浜市保内町川之石12 - 122
"	平家 功	八幡浜市保内町宮内 6 - 278
"	岡本 恵	八幡浜市保内町磯崎2161
"	二宮 通明	八幡浜市保内町喜木 3 - 224
"	谷口 治正	八幡浜市保内町宮内 2 - 118 - 2

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	井上 俊明	八幡浜市保内町喜木 1 - 774
"	植田 功二	八幡浜市保内町喜木 2 - 137 - 3
"	中岡 則光	八幡浜市保内町喜木 3 - 131
"	都築 真二	八幡浜市保内町須川446
"	山本 義行	八幡浜市保内町須川1758
"	矢野 福雄	八幡浜市保内町川之石 4 - 83
"	久保 勇	八幡浜市保内町川之石12 - 122
"	河野 巖	八幡浜市保内町川之石12 - 53
"	大久保 則正	八幡浜市保内町宮内 1 - 534 - 2
"	国安 克哉	八幡浜市保内町宮内 4 - 768
"	上田 義一	八幡浜市保内町宮内10 - 149
"	平家 功	八幡浜市保内町宮内 6 - 278
"	菊池 通晃	八幡浜市保内町宮内 4 - 236
"	白石 義輝	八幡浜市保内町宮内 1 - 677
"	宮竹 萬次郎	八幡浜市保内町磯崎1301 - 2
"	増田 澄夫	八幡浜市保内町磯崎1787
"	中野 富夫	八幡浜市保内町喜木津 2 - 338 - 1
"	村上 稔	八幡浜市保内町広早322 - 3

監事	二宮 一郎	八幡浜市保内町須川1282 - 2
"	魚崎 清則	八幡浜市保内町川之石13 - 17 - 1
"	田鶴谷 寛	八幡浜市保内町宮内 5 - 320 - 1
"	二宮 敏行	八幡浜市保内町喜木津 2 - 902
"	二宮 通明	八幡浜市保内町喜木 3 - 224
"	佐和 信	八幡浜市保内町宮内 2 - 987

○愛媛県告示第 922 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、八幡浜市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月15日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	田中 治志	八幡浜市川上町川名津甲913番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	梶岡 一郎	八幡浜市川上町川名津甲373番地 1

○愛媛県告示第 923 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中村地区）の施行に平成19年 4月27日同意した。

平成19年 5月15日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第 924 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・小鴨部地区）の施行に平成19年 4月27日同意した。

平成19年 5月15日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第 925 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、砥部町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成19年 5月15日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	野地地区	平成19年 3月 2日

○愛媛県告示第 926 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成19年 5月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	北池地区	平成19年 3月20日

○愛媛県告示第 927 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治丹原線	今治市朝倉下甲767番 4 から 同市朝倉下甲761番 5 まで	平成19年 5月15日

○愛媛県告示第 928 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町東川1364番 2 から 同町東川1368番 7 まで	旧	メートル 13.4 ~ 40.8	キロメートル 0.280	
			新	17.8 ~ 40.8	0.280	

○愛媛県告示第 929 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町東川1364番 2 から 同町東川1368番 7 まで	平成19年 5月15日

○愛媛県告示第 930 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	無月宇和島線	宇和島市坂下津甲116番 1 から 同市坂下津甲592番 5 まで	旧	メートル 4.2 ~ 13.9	キロメートル 0.026	
			新	13.4 ~ 19.3	0.026	

○愛媛県告示第 931 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長
県 道	道後公園線 六軒家石手線	松山市道後町二丁目712番 9 地先から 同市道後湯之町1612番 7 地先まで	メートル 16.1～43.7	メートル 660

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年 5月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（埋立地）の売払い
- (2) 売り払う土地（埋立地）の所在地、地目及び地積

物件番号	所在地	地目	地積
①	松山市大可賀三丁目1461番の一部	雑種地	6,600.05㎡
②	松山市大可賀三丁目1461番の一部	雑種地	3,300.10㎡
③	松山市大可賀三丁目1461番の一部	雑種地	3,300.11㎡
④	松山市大可賀三丁目1461番の一部	雑種地	2,000.09㎡
⑤	松山市大可賀三丁目1461番の一部	雑種地	5,257.30㎡
⑥	松山市大可賀三丁目1461番の一部	雑種地	650.04㎡
⑦	松山市大可賀三丁目1461番の一部	雑種地	936.53㎡
⑧	松山市大可賀三丁目1463番の一部	雑種地	10,000.14㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - イ 次に掲げる物件番号の土地の区分に応じ、それぞれ次に定める者であること。
 - (ア) 物件番号①から⑤及び⑧の土地 倉庫業者、一般港湾運送事業者または貨物自動車運送事業者であること。
 - (イ) 物件番号⑥、⑦の土地 倉庫業者、一般港湾運送事業者、貨物自動車運送事業者または港湾の利用に資する団体であること。
 - ウ 本県の長期総合計画に賛同し、本県の方針に従う意思のあること。

エ 松山港の港湾施設を有効に利用し、ひいては本県の産業経済の発展に寄与する意思のあること。

オ 大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害に対し十分な防止対策を立て実施する意思を有すること。

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成19年 5月15日（火）から平成19年 6月27日（水）まで

イ 提出場所

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089)912 2691

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成19年 6月27日（水）午後 5 時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成19年 6月 8 日（金）午後 2 時

(イ) 場所

売り払う土地（埋立地）の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

物件番号	日時
①	平成19年 7月 4日(水) 午前 9時30分
②	平成19年 7月 4日(水) 午前10時15分
③	平成19年 7月 4日(水) 午前11時00分
④	平成19年 7月 4日(水) 午後 1時30分
⑤	平成19年 7月 4日(水) 午後 2時15分
⑥	平成19年 7月 4日(水) 午後 3時00分
⑦	平成19年 7月 4日(水) 午後 3時45分
⑧	平成19年 7月 4日(水) 午後 4時30分

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

愛媛県庁第二別館 5階第 5会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地(埋立地)の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年以内に、売り払う土地を保管施設用地または港湾関連業務施設用地以外の用途に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、知事の承認を受けることなく、売り払う土地に係る所有権、地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利又は抵当権、質権その他の担保物権の設定又は移転をしてはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法(昭和25年法律第 100 号)第 161 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、個人演説会等の施設として西条市選挙管理委員会が指定したものは、次のとおりである。

平成19年 5月15日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設 の 名 称	所 在 地	収容人員
西 条 市 東 予 農村環境改善センター	西条市三芳1027番地 2	100人
西 条 市 丹 原 農村環境改善センター	西条市丹原町高松148番地	100人
西条市丹原福祉センター	西条市丹原町池田1733番地 1	100人

○愛媛県選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法(昭和25年法律第 100 号)第 161 条第 1 項第 3 号の規定に基づき個人演説会の施設として指定した施設について、西条市選挙管理委員会から平成19年 3月29日に指定を取り消した旨の報告があったので、個人演説会開催施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設(平成 7年 1月愛媛県選挙管理委員会告示第10号)の一部を次のように改正する。

平成19年 5月15日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定に基づき、個人演説会の施設として八幡浜市選挙管理委員会及び西条市選挙管理委員会が指定したものは、次のとおりである。			公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定に基づき、個人演説会の施設として八幡浜市選挙管理委員会及び西条市選挙管理委員会が指定したものは、次のとおりである。		
施設の名称	所在地	収容人員	施設の名称	所在地	収容人員

略		
略		

略		
西条市体育館	西条市大町410番地の1	1,200人
略		

○愛媛県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定に基づき個人演説会の施設として指定した施設について、西条市選挙管理委員会から平成19年3月29日に施設の名称を変更した旨の報告があったので、個人演説会開催施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設(平成14年12月愛媛県選挙管理委員会告示第43号)の一部を次のように改正する。

平成19年5月15日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定に基づき、個人演説会の施設として東予市選挙管理委員会が指定したものは、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>収容人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西条市東予北地域交流センター(多目的ホール)</td> <td>西条市三芳997番地</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>西条市東予北地域交流センター(研修室)</td> <td>西条市三芳997番地</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>西条市東予北地域交流センター(教養娯楽室)</td> <td>西条市三芳997番地</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	所在地	収容人員	西条市東予北地域交流センター(多目的ホール)	西条市三芳997番地	略	西条市東予北地域交流センター(研修室)	西条市三芳997番地	略	西条市東予北地域交流センター(教養娯楽室)	西条市三芳997番地	略	<p>公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定に基づき、個人演説会の施設として東予市選挙管理委員会が指定したものは、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>収容人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東予市地域交流センター(多目的ホール)</u></td> <td>東予市三芳997番地</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>東予市地域交流センター(研修室)</u></td> <td>東予市三芳997番地</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>東予市地域交流センター(教養娯楽室)</u></td> <td>東予市三芳997番地</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	所在地	収容人員	<u>東予市地域交流センター(多目的ホール)</u>	東予市三芳997番地	略	<u>東予市地域交流センター(研修室)</u>	東予市三芳997番地	略	<u>東予市地域交流センター(教養娯楽室)</u>	東予市三芳997番地	略
施設の名称	所在地	収容人員																							
西条市東予北地域交流センター(多目的ホール)	西条市三芳997番地	略																							
西条市東予北地域交流センター(研修室)	西条市三芳997番地	略																							
西条市東予北地域交流センター(教養娯楽室)	西条市三芳997番地	略																							
施設の名称	所在地	収容人員																							
<u>東予市地域交流センター(多目的ホール)</u>	東予市三芳997番地	略																							
<u>東予市地域交流センター(研修室)</u>	東予市三芳997番地	略																							
<u>東予市地域交流センター(教養娯楽室)</u>	東予市三芳997番地	略																							